

(設置)

第1条 市民に運動の場を提供するとともにスポーツの普及振興を図り、もって市民の体位の向上と明朗健全な精神を育成することを目的として、西条市都市公園内に次のとおり有料公園施設を設置する。

都市公園の名称	有料公園施設の種類
西条市西条市民公園	多目的広場
	夜間照明施設(多目的広場)
西条市西条西部公園	多目的広場
	夜間照明施設(多目的広場)
西条市神戸公園	夜間照明施設(多目的広場)
西条市石井記念公園	夜間照明施設(多目的広場)
西条市東予運動公園	多目的広場
	球技場
	海浜広場
西条市丹原総合公園	多目的広場
	夜間照明施設
西条市小松中央公園	多目的広場
	夜間照明施設
	交通広場
	グラウンドゴルフ場
西条市石根ふれあい公園	夜間照明施設(多目的広場)

(平26条例25・一部改正)

(休園日及び使用時間)

第2条 有料公園施設の休園日及び使用時間は、[別表第1](#)に定めるとおりとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、[別表第1](#)に定める休園日を変更し、若しくは休園日を別に定め、又は使用時間を変更することができる。

(平17条例47・追加)

(使用の許可)

第3条 有料公園施設を使用しようとする者は、[第1条](#)の都市公園の管理区分に従い、あらかじめ書面をもって市長の許可を受けなければならない。

2 有料公園施設の使用の許可を受けようとする者が有料公園施設に特別の設備をし、又は備え付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、[前項](#)の許可と併せて許可を受けなければならない。

3 市長は、[前2項](#)の許可に際して管理上必要な条件を付けることができる。

(平17条例47・旧第2条繰下・一部改正)

(使用料)

第4条 有料公園施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、[別表第2](#)に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、特にその必要があると認める者については、使用料の一部又は全部を減額し、又は免除することができる。

(平17条例47・旧第3条繰下・一部改正)

(使用料の還付)

第5条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責任によらない理由で使用できなかったとき。

(2) 使用開始の日前3日までに使用の取りやめの申出をした場合で市長が相当の理由があると認めるとき。

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(平17条例47・旧第4条繰下・一部改正)

(使用権の譲渡禁止等)

第6条 使用者は、許可された使用の目的以外に有料公園施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平17条例47・旧第5条繰下)

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設の使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が職員の指示に従わなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により有料公園施設の使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限した場合において、使用者が損害を受けることがあっても、これに対して賠償の責任を負わない。

(平17条例47・旧第6条繰下)

(指定管理者による管理)

第8条 有料公園施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、有料公園施設の休園日を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間を変更することができる。

3 第1項の規定により有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第5条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条及び第11条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が有料公園施設の管理を行うこととされた期間前にされた第3条第1項(前項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が有料公園施設の管理を行うこととされた期間前にされた第3条第1項(第3項)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

(平17条例47・追加)

(指定管理者の業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 有料公園施設の設置目的を達成するため必要な業務
- (2) 有料公園施設の使用の許可に関する業務
- (3) 有料公園施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平17条例47・追加)

(利用料金制)

第10条 第8条第1項の規定により有料公園施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、有料公園施設の使用に係る使用料(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、利用料金は、別表第2に定める額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

(平17条例47・追加)

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、有料公園施設の使用を終わったとき、又は第7条第1項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止され、若しくは使用を制限されたときは、職員の指示に従い、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(平17条例47・旧第7条繰下・一部改正)

(損害賠償の義務)

第12条 有料公園施設、附属施設、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(平17条例47・旧第8条繰下)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例47・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、西條市都市公園条例(昭和44年西條市条例第4号)、東予市公園条例(昭和47年東予市条例第23号)、丹原町都市公園条例(平成10年丹原町条例第9号)又は小松町都市公園条例(昭和57年小松町条例第9号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年9月30日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第10条の規定により管理の委託をしている有料公園施設の管理の委託については、平成18年9月1日(その日前に、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該有料公園施設の管理に係る指定をした場合は、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

(平18条例14・追加)

(準備行為)

- 3 この条例の施行前にした指定管理者の指定に関する必要な行為は、この条例による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定により行ったものとみなす。

(平18条例14・旧第2項繰下)

附 則(平成18年3月28日条例第14号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月21日条例第25号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定、第2条の規定による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける許可に係る使用料について適用し、同日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月26日条例第23号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西条市生涯学習の館設置及び管理条例の規定、第4条の規定による改正後の西条市佐伯記念館・郷土資料館設置及び管理条例の規定、第5条の規定による改正後の五百亀記念館設置及び管理条例の規定、第6条の規定による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定、第7条の規定による改正後の西条市武道場設置及び管理条例の規定、第8条の規定による改正後の西条市野球場設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の西条市陸上競技場設置及び管理条例の規定、第10条の規定による改正後の西条市プール設置及び管理条例の規定、第11条の規定による改正後の西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例の規定、第12条の規定による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定、第13条の規定による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定、第14条の規定による改正後の西条市屋内運動場設置及び管理条例の規定、第15条の規定による改正後の西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例の規定、第16条の規定による改正後の西条市スポーツクライミング施設設置及び管理条例の規定、第17条の規定による改正後の西条市福祉センター設置及び管理条例の規定、第20条の規定による改正後の西条市文化会館設置及び管理条例の規定、第21条の規定による改正後の西条市本谷温泉館設置及び管理条例の規定、第22条の規定による改正後の西条市食の創造館設置及び管理条例の規定及び第23条の規定による改正後の西条市椿交流館設置及び管理条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和2年4月1日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の前日に徴収したものについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月29日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年12月22日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の西条市地域創生センター設置及び管理条例の規定、第2条の規定による改正後の西条市地域交流センター設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西条市福祉センター設置及び管理

条例の規定、第4条の規定による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定、第5条の規定による改正後の西条市野球場設置及び管理条例の規定、第6条の規定による改正後の西条市陸上競技場設置及び管理条例の規定、第7条の規定による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定、第8条の規定による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の西条市屋内運動場設置及び管理条例の規定、第10条の規定による改正後の西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例の規定、第11条の規定による改正後の西条市スポーツライミング施設設置及び管理条例の規定、第12条の規定による改正後の西条市立学校体育施設照明設備使用料条例の規定、第13条の規定による改正後の西条市やすらぎ苑設置及び管理条例の規定、第14条の規定による改正後の西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設設置及び管理条例の規定、第15条の規定による改正後の西条市農村環境改善センター設置及び管理条例の規定、第16条の規定による改正後の西条市港湾施設設置及び管理条例の規定、第17条の規定による改正後の西条市文化会館設置及び管理条例の規定、第18条の規定による改正後の西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の規定、第19条の規定による改正後の西条市小松史跡近藤篤山旧邸設置及び管理条例の規定、第20条の規定による改正後の西条市生涯学習の館設置及び管理条例の規定、第21条の規定による改正後の五百亀記念館設置及び管理条例の規定及び第22条の規定による改正後の西条市公共施設使用料減免条例の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和8年4月1日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)
(平26条例25・全改)

公園名	有料公園施設の名称	休園日	使用時間
西条市西条市民公園	多目的広場	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで
	夜間照明施設(多目的広場)		
西条市西条西部公園	多目的広場	無休	
	夜間照明施設(多目的広場)		
西条市神戸公園	夜間照明施設(多目的広場)	12月29日から翌年の1月3日まで	(1) 4月から9月まで 午前8時30分から午後7時まで (2) 10月から翌年3月まで 午前8時30分から午後5時まで 終日
西条市石井記念公園	夜間照明施設(多目的広場)		
西条市東予運動公園	多目的広場		
	球技場		
	海浜広場		
西条市丹原総合公園	多目的広場		
	夜間照明施設(多目的広場)		
西条市小松中央公園	多目的広場		
	夜間照明施設(多目的広場)		
	交通広場		
	グラウンドゴルフ場		
西条市石根ふれあい公園	夜間照明施設(多目的広場)	無休	午前8時30分から午後10時まで

別表第2(第4条関係)
(平26条例25・全改、令元条例23・令3条例7・令7条例42・一部改正)

公園名	有料公園施設の名称	使用料			
西条市西条市民公園	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	280円
				小学生以下・中学生・高校生	130円
			全面	一般・学生	550円
				小学生以下・中学生・高校生	260円
		夜間照明施設 1時間	半面		780円
			全面		1,570円
	シャワー	一回につき			100円
西条市西条西部公園	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	280円
				小学生以下・中学生・高校生	130円

			全面	一般・学生	550円		
				小学生以下・中学生・高校生	260円		
		夜間照明施設 1時間	半面	520円			
			全面	1,050円			
	物品販売店(屋外)	1店1日につき				450円	
西条市神戸公園	夜間照明施設(多目的広場)	1時間 780円					
西条市石井記念公園	夜間照明施設(多目的広場)	1時間 780円					
西条市東予運動公園	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	410円		
				小学生以下・中学生・高校生	190円		
			全面	一般・学生	820円		
				小学生以下・中学生・高校生	390円		
	球技場	1時間	一般・学生		1,650円		
			小学生以下・中学生・高校生		820円		
		部分使用	2分の1以下の部分を使用する場合は、全体使用料の2分の1に相当する額				
	海浜広場	テントサイト	1張り1日につき			220円	
		貸しテント	1張り1日につき	10人用	2,250円		
				6人用	1,500円		
	物品販売店(屋外)	1店1日につき				450円	
	西条市丹原総合公園	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	330円	
小学生以下・中学生・高校生					150円		
全面				一般・学生	660円		
				小学生以下・中学生・高校生	310円		
夜間照明施設 1時間		半面	780円				
		全面	1,570円				
物品販売店(屋外)		1店1日につき				450円	
西条市小松中央公園	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	280円		
				小学生以下・中学生・高校生	130円		
			全面	一般・学生	550円		
				小学生以下・中学生・高校生	260円		
	夜間照明施設 1時間	半面	780円				
		全面	1,570円				
	物品販売店(屋外)	1店1日につき				450円	
	グラウンドゴルフ場	市内	高校生以下	個人	1人1日につき	150円	
				団体(15人以上)	1人1日につき	100円	
				年間利用者	1人1年間につき	7,500円	
			上記以外	個人	1人1日につき	300円	
				団体(15人以上)	1人1日につき	220円	
				年間利用者	1人1年間につき	15,000円	
			市外	高校生以下	個人	1人1日につき	220円
					団体(15人以上)	1人1日につき	180円
年間利用者					1人1年間につき	11,250円	
上記以外		個人		1人1日につき	450円		

			団体(15人以上)	1人1日につき	370円
			年間利用者	1人1年間に付き	22,500円
		クラブ・ボール	1セットにつき		150円
西条市石根ふれあい公園	夜間照明施設(多目的広場)	1時間			780円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。
- 3 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。
- 4 使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。